

隠岐の島ものづくり学校

〒685-0434

島根県隠岐郡隠岐の島町中村1494番地1

Tel 08512-3-1551

Fax 08512-3-1552

開館時間 8:30～17:00

休館日 土曜日・日曜日・国民の祝日・12月29日から1月3日まで

入館料 無料

隠岐の島町へのアクセスはこちらをご覧ください。

<http://www.town.okinoshima.shimane.jp/www/contents/1430117836817/index.html>

- ◆ 隠岐空港からは車で40分
- ◆ 西郷港からは車で約30分

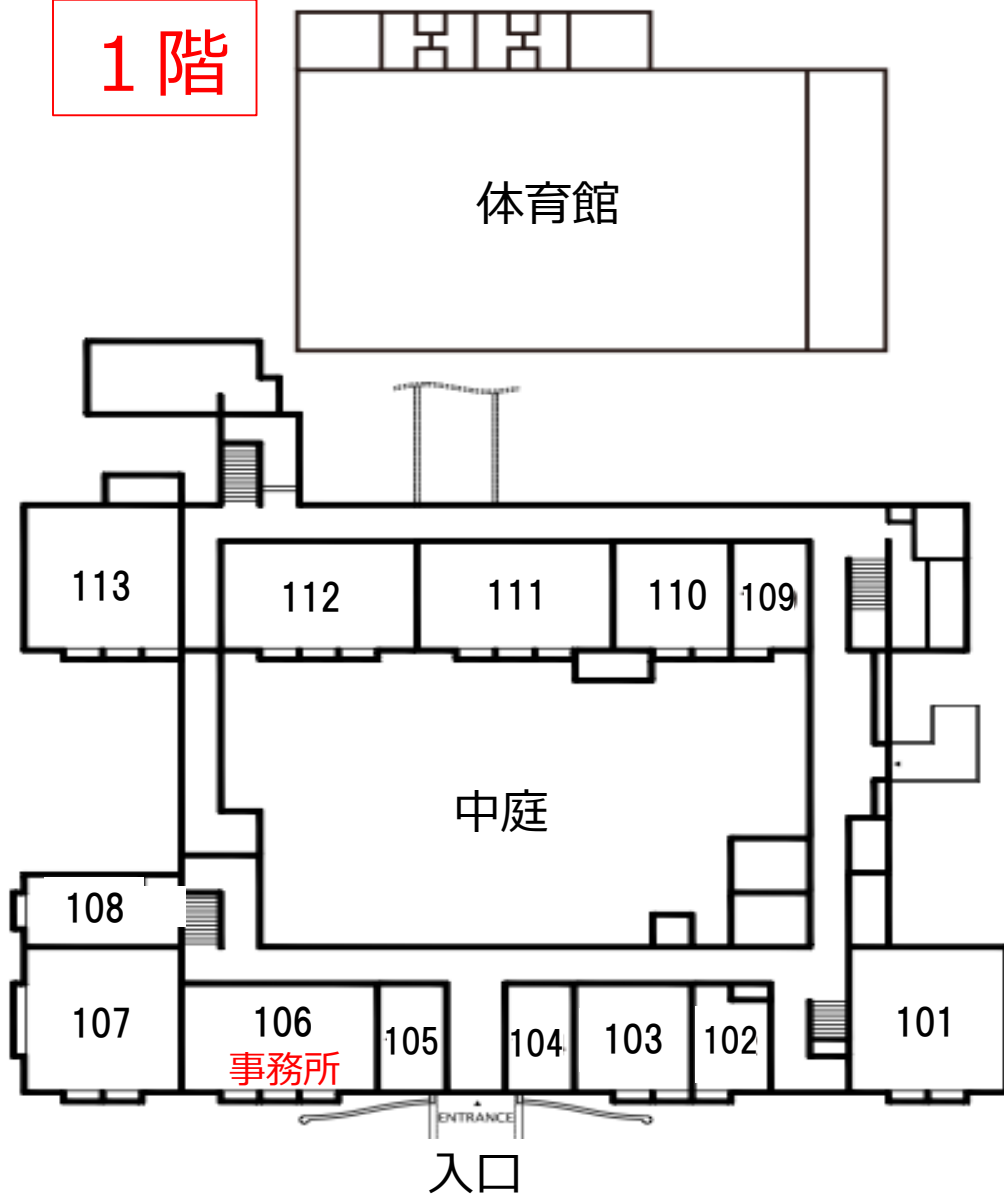


学校の紹介

開館時間 / 共用部	8:30 - 17:00
事務局営業	8:30 - 17:00
長期利用者	24 時間
敷地面積	3,958.00 m ²
建築面積	1F 956.28 m ² 2F 808.45m ² 体育館 564.61m ²
延べ床面積	2,373.89 m ²
建物構造等	木造2階
建設年	昭和33年建設



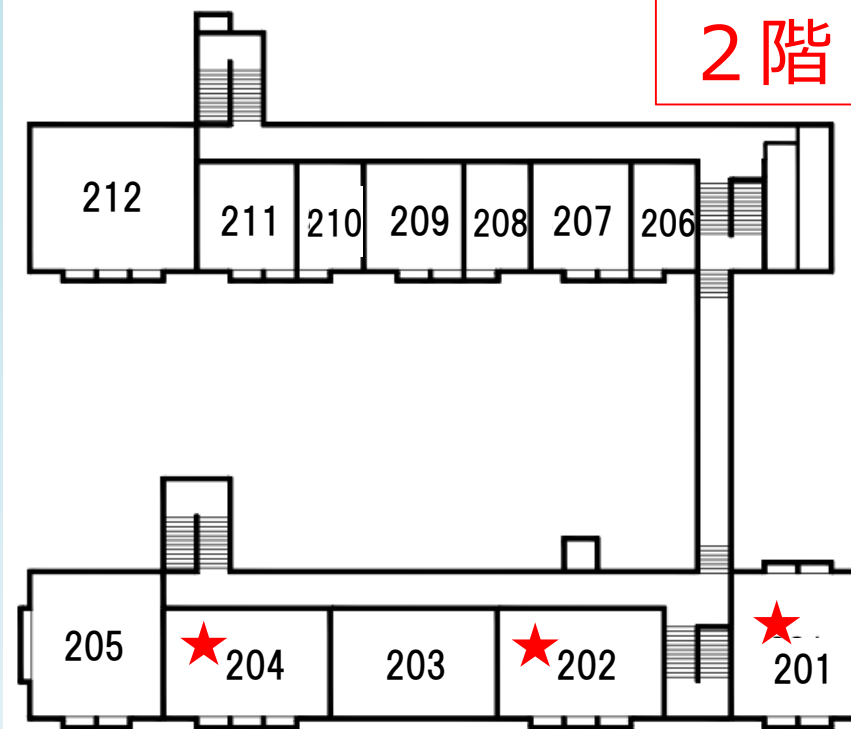
1階



平面図

★印の部屋には冷暖房設備がありません。

2階



101



短

102



長・短

103



長・短

104



長・短

105



長・短

107



短

108



短

長・短

「長」：長期利用が可能

「短」：短期利用が可能

※ ただし、「入居中」の場合は、
いずれも利用できません。

109



長・短

110



長・短

111



短

112



短

113



短

体育館



短

長・短

「長」：長期利用が可能

「短」：短期利用が可能

※ ただし、「入居中」の場合は、
いずれも利用できません。

201



長・短

202



長・短

203



長・短

204



長・短

205



長・短

長・短

「長」：長期利用が可能

「短」：短期利用が可能

※ ただし、「入居中」の場合は、
いずれも利用できません。

206



長・短

207



長・短

208



長・短

209



長・短

210



長・短

211



長・短

212



長・短

長・短

「長」：長期利用が可能

「短」：短期利用が可能

※ ただし、「入居中」の場合は、
いずれも利用できません。

施設利用のご案内

【短期利用のお申込み】 3月未満利用

隠岐の島ものづくり学校 事務局（106号室）

〒685-0434

島根県隠岐郡隠岐の島町中村1494番地1

Tel 08512-3-1551 / Fax 08512-3-1552

受付時間 8:30～17:00（開館日）

- ※ 長期利用者がいる場合は利用できません。
- ※ 3ヶ月前より指定の申込用紙にてお申し込みいただけます。
- ※ 受付は先着順となります。
- ※ 1時間より利用可能です。
- ※ 使用料は中出張所にて現金にてお支払いいただきます。

中出張所 Tel 08512-4-0002

【長期利用のお申込み】 3月以上継続利用

隠岐の島町役場 地域振興課 商工労働係

〒685-8585

島根県隠岐郡隠岐の島町城北町1番地

Tel 08512-2-8570 / Fax 08512-2-6005

受付時間 8:30～17:00（開庁日）

- ※ 設置及び管理条例、施行規則、管理規約・利用細則などを遵守し、隠岐の島ものづくり学校の円滑な事業運営への協力並びに地域の安全及び周辺環境の健全な維持に努めること。
- ※ 貸室は事業を行う事務所として使用すること。
- ※ 隠岐の島ものづくり学校が行う行事およびその企画立案に積極的に参加すること。
- ※ 地域に対する貢献活動を積極的に行うこと。
- ※ 来館者に対して仕事内容が見えるような工夫をすること。
- ※ 個人事業主については契約者本人、法人については代表者もしくは代表者に準じる者が必ず入居すること。
- ※ 転貸は禁止とし、基本的に他の事業者を同居させないこと。
- ※ 賃貸借期間中は必ず火災保険に加入すること。

施設ご利用にあたっての注意

- 荷物を持ち込まれる場合には事前にご相談ください。
- 駐車場をご利用される場合は事前にご相談ください。
- 予約時間より短時間で終了した場合でも予約時間分の請求となります。
- 使用前、使用後には隠岐の島ものづくり学校事務局にお立ち寄りください。
- 使用後は現状復旧をお願い致します。万一、施設ならび備品等に破損が生じた場合、補修費を請求致します。
- 廊下や階段等の共用部に荷物を置いたり、教室の備品を共用部に出すのはご遠慮ください。
- ゴミは各自でお持ち帰りください。
- 音や匂いが出る企画については事前にご相談ください。
- 火気のご利用は禁止しております。
- 喫煙は所定の場所で行います。
- 近隣施設や地域住民の皆様へご理解いただけるようマナーあるご利用をお願い致します。

設置及び管理条例など隠岐の島町のホームページからダウンロードすることができます。

1. 隠岐の島ものづくり学校設置及び管理条例
2. 隠岐の島ものづくり学校設置及び管理条例施行規則
3. 隠岐の島ものづくり学校管理規約及び利用細則
4. 無線LAN運用基準
5. 平面図
6. 使用料（短期利用）
7. 使用料（長期利用）
8. 様式

関係機関

連携施設

IID 世田谷ものづくり学校

〒154-0001

東京都世田谷区池尻2-4-5

Tel 03-5481-9011 / Fax 03-5481-9012

URL: <http://setagaya-school.net>

創業に関すること

隠岐の島町役場 地域振興課

〒685-8585

島根県隠岐郡隠岐の島町城北町1番地

Tel 08512-2-8570 / Fax 08512-2-6005

MAIL: teijuu@town.okinoshima.shimane.jp

施設管理者

隠岐の島町役場 中出張所

〒685-0434

島根県隠岐郡隠岐の島町中村1541番地4

Tel 08512-4-0002 / Fax 08512-4-0426

MAIL: naka@town.okinoshima.shimane.jp